



うちなー健康経営宣言

令和 4 年 5 月 6 日 第 440 号
令和 年 月 日 登録
更新

代表者メッセージ

当社では、個々人が持てる力を十二分に発揮し、心身共に生き活きと仕事ができる職場環境を整備する為、「うちなー健康経営宣言」を通し、従業員一同活動に努めてまいります。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 血圧管理に取り組む。(血圧計の設置・血圧計記録表での管理)
5. 感染症予防に取り組む。
6. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。
7. メンタルヘルス対策に取り組む。
8. 全社員の定期健康診断(35 歳以上は人間ドック) 100% 受診。